

王子グループ・サプライチェーン・サステナビリティ行動指針

王子ホールディングス株式会社

2007 年 4 月 1 日制定
2012 年 10 月 1 日改訂
2018 年 12 月 1 日改訂
2024 年 2 月 26 日改訂
2026 年 7 月 16 日改訂

基本的な考え方

王子グループは「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を定め、サプライヤーの皆様に対して当社の考え方を伝え、以下に定める項目への理解と実践を要請します。本行動指針は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」、OECD「責任ある企業行動のための多国籍企業行動指針」、ILO「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等に則り、サプライチェーンにおける責任ある企業行動の推進を目的として策定しています。本行動指針は、王子グループ人権方針、王子グループ腐敗防止宣言の趣旨をサプライチェーンの実務において実装し、サプライヤーの皆様に対する要請事項として具体化するものです。

王子グループは、本行動指針遵守をサプライヤーの皆様との取引条件の一部として位置づけ、遵守状況を確認します。本行動指針への重大な違反等が確認された場合には、サプライヤーの皆様との対話や改善要請を行います。改善が確認できない場合には、調達を停止を含む取引関係の見直しを行います。

サプライヤーの皆様への要請事項

王子グループはサプライヤーの皆様の下記項目の実行を要請し、サプライヤーの皆様とともに取り組みます。また皆様のサプライチェーンにおいても同様の配慮をされることを期待します。

(1) 法令・社会規範の遵守と公正な取引及び腐敗防止

事業活動を行う国や地域において適用される法令や社会規範を遵守して事業を行う。

1. 関連する法令と国際条約などの遵守
2. 公正な取引及び腐敗防止の徹底（贈収賄・汚職その他の不正行為の禁止を含む）
3. 自己または第三者の私的利益が業務上の判断に影響を及ぼす、またはそのおそれのある利益相反の状況の回避
4. 製品及びサービス等の適正な品質の確保

(2) 環境への配慮

事業活動において、地域社会と生物多様性・自然資本・気候変動・資源循環・環境汚染・その他環境問題への影響に配慮して事業を行う。

1. 環境管理体制の構築・強化
2. 生物多様性の保全
3. 森林破壊・転換のない原材料調達（カットオフ日：2020 年 12 月 31 日）
4. 保護価値の高い（HCV）エリア・高炭素貯蔵林（HCS）・泥炭地の保全
5. 水資源の保全
6. 気候変動への対応
7. 廃棄物の排出量削減と資源の有効活用
8. 環境負荷の削減
9. 化学物質の管理

(3) 人権の尊重と労働慣行

従業員の人権を尊重するとともに、安全で快適な職場環境を確保する。

1. 人権を尊重し、差別・各種ハラスメント・体罰を含む虐待等の非人道的な扱いの禁止
2. 従業員による強制労働・児童労働を禁止するとともに、最低就業年齢に満たない児童の雇用を禁止
3. 雇用における性別、人種、宗教等による差別の禁止
4. 法定最低賃金を超える賃金の保障
5. 従業員の団結権及び団体交渉権の尊重
6. 法定限度の労働時間を遵守し、長時間労働を防止
7. 従業員に対する安全で衛生的かつ健康的な労働環境の確保
8. サプライチェーンを含めた安全衛生の推進

(4) 社会とのコミュニケーション

事業運営にかかわる地域社会とのコミュニケーションを行う。

1. ステークホルダーエンゲージメントによる信頼関係の構築
2. 地域・社会への貢献
3. 事業活動を行う地域の文化・慣習の尊重、並びに先住民族及び地域コミュニティ（IPLC）の権利の認識・尊重。（事業活動が先住民族及び地域コミュニティの権利に影響を及ぼしうる場合には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）を尊重する。）
4. 適切な情報の開示と保護

※この行動指針は王子グループが調達する全ての原材料を対象とします。木材原料については、別途「木材原料の調達指針」を定めています。

※「カットオフ日：2020年12月31日」とは、同日以降に森林破壊・転換が発生した土地で生産された原材料を調達しないことを意味します。

※環境や社会に配慮したサステナビリティ調達を効果的に推進するため、定期的にサプライヤーの皆様の本指針への遵守状況や環境・社会への配慮に対するパフォーマンスのモニタリングを実施します。

※当社グループとの取引に関連して、法令違反のおそれ、贈収賄・腐敗のおそれ、または利益相反のおそれ等がある場合、サプライヤーの皆様に対し、当該状況の適切な開示と対応を求めます。

※本行動指針に基づくモニタリング結果と年次進捗は、統合報告書・サステナビリティレポート・ESG データ等を通じて毎年公表します。

※当社グループでは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」に準拠した非司法的な苦情処理プラットフォームに加入し、従業員・サプライチェーン・地域住民・先住民など全てのステークホルダーが利用でき、王子グループの国内外のバリューチェーン全体で発生する人権・環境への負の影響に対しての救済窓口を設け、適切な対応を行う体制を整備しています。